

スマート農業機械等導入緊急対策事業実施要領

(制 定 令和 8 年 1 月 14 日 農振第 739 号)

(一部改正 令和 8 年 7 月 3 日 農振第 321 号)

第 1 趣旨

スマート農業機械等導入緊急対策事業の実施については、スマート農業機械等導入緊急対策事業費補助金交付要綱（令和 8 年 1 月 14 日付け農振第 738 号岩手県農林水産部長通知、以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領に定めるところによるものとする。

第 2 成果目標及び目標年度

1 成果目標

事業の目標年度において、導入する機械、機器、施設等（以下「機械等」という。）により、経営コストの一部又は全部を現状（令和 7 年度）より 10%以上低減すること。

なお、機械等が、成果目標の達成に直結するものであること。

2 目標年度

事業の目標年度は、令和 9 年度とする。

第 3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、交付要綱別表第 1 に定める農業法人、3 戸以上の農業者で組織する農業者グループ及び集落営農組織とする。

第 4 実施計画の策定

1 事業実施計画の申請及び承認

（1）事業実施主体は、別表に掲げる書類により作成し、市町村を経由して、所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出するものとする。

なお、市町村長は、事業実施主体により提出された事業実施計画の内容、現状及び目標設定の根拠資料等について確認し、取りまとめて広域振興局長に進達するものとする。

（2）局長は、（1）により提出された事業実施計画の内容を審査し、交付要綱及び本要領に照らして適当であると認め、次に掲げるすべての項目を満たす場合は、市町村を経由して、様式第 3 号により事業実施主体に対し承認するものとする。

ア 事業実施主体が交付要綱別表第 1 の基準を満たしており、かつ、取組の内容が、本事業の目的に沿っていること。

イ 機械等が、第 2 の 1 に定める事業の成果目標の達成に必要なものであり、適正かつ十分な利用が見込まれること。

ウ 機械等の規模及び能力が、成果目標及び取組、事業実施地域等を勘案し、適正であり、かつ過大なものではないこと。

（3）局長は、（2）により承認した事業実施計画について、速やかに農林水産部長に報告するものとする。

2 事業実施計画の変更

事業実施計画の重要な変更は、次に掲げる変更とし、変更しようとする場合は、前項に準じて行うものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の 30 パーセントを超える増減
- (3) 事業実施主体の変更
- (4) 主要工事の内容の変更若しくは機械等の構造、機能又は種別の変更

3 事業着手

事業実施主体は、事業実施計画の承認を受けた後、県の補助金の交付決定後に事業に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は別表に掲げる書類を局長に提出するものとする。

第5 報告

1 事業完了報告

- (1) 事業実施主体は、事業が完了した場合は、別表に掲げる書類を作成し、市町村を経由して、局長に提出するものとする。
- (2) 局長は、(1) の届出を受理したときは、速やかに完了確認者を指名の上、事業実施主体に完了確認の実施について通知し、完了確認を行うものとする。

なお、確認の結果、不適切な事項があると認められた場合は、是正等の指示を行わなければならない。

2 事業実施状況報告

事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の実施状況について、別表に掲げる書類を作成し、市町村を経由して、局長へ報告するものとする。

なお、事業の実施状況は、令和 10 年度の 4 月 30 日までに報告するものとする。

3 目標達成に向けた支援

- (1) 市町村長及び広域振興局長は、事業実施状況報告の結果を踏まえ、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。
- (2) 広域振興局長は、目標年度において成果目標が達成されていないとき、その他必要と判断したときは、市町村長を通じて事業実施主体に改善計画を提出させ、目標が達成されるまで（処分制限期間又は 7 年の短い期間）継続して適切な指導を行うものとする。

第6 推進活動

広域振興局長は、市町村ほか関係機関と連携のもと、事業の円滑かつ適正な推進について、事業実施主体に対する指導を行うものとする。

第7 損害保険等への加入

事業実施主体は、農機具共済や民間事業者が提供する損害保険等への加入により、気象災害等に備えるものとする。

また、加入期間は、災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入することとし、また、当該機械等の処分制限期間において継続するものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和8年1月14日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和8年7月3日から施行する。
- 2 この改正前のスマート農業機械等導入緊急対策事業実施要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

別表

条 項	提出書類	様 式
第４の１、２の規定による書類	スマート農業機械等導入緊急対策事業承認（変更）申請書 スマート農業機械等導入緊急対策事業実施（変更）計画書 その他局長が必要と認める書類	第１号 第２号
第４の３の規定による書類	スマート農業機械等導入緊急対策事業費補助金交付決定前着手届 その他局長が必要と認める書類	第４号
第５の１の規定による書類	スマート農業機械等導入緊急対策事業実績報告書 スマート農業機械等導入緊急対策事業実施実績書 その他局長が必要と認める書類	第５号 第２号
第５の２の規定による書類	スマート農業機械等導入緊急対策事業実施状況報告 スマート農業機械等導入緊急対策事業実施状況報告書 その他局長が必要と認める書類	第６号 第７号

様式第 1 号（第 4 の 1 及び 2 関係）

年 月 日

〇〇広域振興局長 様

〔事業実施主体〕
所在地
名 称
代表者 氏 名

令和 年度スマート農業機械等導入緊急対策事業の実施計画（変更）承認申請書
スマート農業機械等導入緊急対策事業実施要領第 4 の 1 （第 4 の 2）の規定に基づき、関係書類
を添えて承認（変更）申請します。

関係書類
スマート農業機械等導入緊急対策事業実施計画書（様式第 2 号）

様式第2号（第4の1及び2、第5の1関係）

令和 年度スマート農業機械等導入緊急対策事業実施（変更）計画書（実績書）

1 事業実施主体の概要

（1）事業実施主体名及び代表者名

（2）住所

（3）事業実施主体の設立年月日

（4）経営概要（令和 年度における品目及び面積）

2 事業の目的（現状の課題、課題解決に向けた取組がわかるように記載）

3 事業の内容及び経費の配分

（1）事業の内容

機械等の 名称	左の規格、 型式等	対象品目	機械等の 保管・設置 場所	事業量 (A)	単 価 (B)	事業費 (円) (C=A×B)

（2）経費の配分

事業費（C）の負担区分（円）			
県補助金	自己負担	その他	備考

（注）備考には、消費税額及び負担区分を記載すること。

4 成果目標及び取組

（1）品目

（2）成果目標

経営コストの10%以上の低減

（3）具体的な取組内容

(4) 現状及び目標年度

取組内容※ ¹	現状 (令和7年度)		目標年度 (令和 年度)		減少率※ ³ (%)
	実施体制※ ²	現状値	実施体制※ ²	目標値	

※1 機械等の導入により、経営コストの低減に取り組む作業等の内容を記載すること。

※2 機械等の導入に伴う実施体制の変更点を記載すること。

※3 (目標値－現状値) ÷ (現状値) により算出すること。

(5) 成果目標達成に向けた推進体制及び取組内容

(※成果目標の内容に合わせて、関係機関との連携等について、簡潔に記載する。)

5 事業完了(予定)年月日

令和 年 月 日

6 添付資料

- (1) 位置図(導入する機械の設置場所を記載すること。)
- (2) 導入する機械等の規模決定の根拠となる資料
- (3) 現状の経営コストを証する資料(決算書、作業日誌等)
- (4) 目標の経営コストの根拠となる資料
- (5) 見積書(原則2者以上から徴収すること。)
- (6) 導入する機械のカタログなど規格・能力が分かる資料
- (7) 組織の規約等(定款、組織規程及び経理規程等の組織運営に関する規程)
- (8) 機械の管理運営規程
- (9) その他、事業内容等の確認に必要な資料

様式第 3 号（第 4 の 1 及び 2 関係）

第 号
年 月 日

〔事業実施主体〕

所在地

名 称

代表者 氏 名

〇〇広域振興局長

令和 年度スマート農業機械等導入緊急対策事業の（変更）承認について
令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった事業実施（変更）計画については、スマート農業
機械等導入緊急対策事業実施要領第 4 の 1 の規定に基づき承認する。

記

（単位：円）

対象機械施設等	事業量	事業費	補助金額

注 「事業量」の欄には、対象機械の規格及び型式、導入台数を記入すること。

様式第4号（第4の3関係）

年 月 日

〇〇広域振興局長 様

〔事業実施主体〕
所在地
名 称
代表者 氏 名 印

令和 年度スマート農業機械等導入緊急対策事業費補助金交付決定前着手届
令和 年 月 日付け 第 号で承認されたスマート農業機械等導入緊急対策事業実施（変更）
計画に基づき、別記条件を了承のうえ補助金交付決定前に着手したいので、届出します。

記

事業内容	
事業量	
事業費	
着手予定年月日	
完了予定年月日	
指令前着手を必要とする理由	

別記条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、災害等の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、その損失は、事業実施主体が負担する。
- 2 補助金交付決定の額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てない。
- 3 補助金交付決定を受けるまでの期間内は、当該事業の計画変更は行わない。

様式第 5 号（第 5 の 1 関係）

年 月 日

〇〇広域振興局長 様

〔事業実施主体〕

所在地

名 称

代表者 氏 名

令和 年度スマート農業機械等導入緊急対策事業実績報告書

令和 年度スマート農業機械等導入緊急対策事業が完了したので、スマート農業機械等導入緊急対策事業実施要領第 5 の 1 の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

関係書類

スマート農業機械等導入緊急対策事業実績書（様式第 2 号）

様式第 6 号（第 5 の 2 関係）

年 月 日

〇〇広域振興局長 様

〔事業実施主体〕

所在地

名 称

代表者 氏 名

スマート農業機械等導入緊急対策事業実施状況報告

令和 年度に実施したスマート農業機械等導入緊急対策事業について、スマート農業機械等導入緊急対策事業実施要領第 5 の 2 の規定に基づき、別紙のとおり実施状況を報告します。

注 当該年度の実施状況について、翌年度の 4 月 30 日までに広域振興局長あて報告すること。

様式第 7 号（第 5 の 2 関係）

スマート農業機械等導入緊急対策事業実施状況報告書

1 事業内容及び目標

事業実施主体名				
対象品目				
取組内容				
対象機械・施設の名称 及び保管場所				
	現状 (令和 年度)	目標年度 (令和 年度)	実績値	達成状況 ○・×
現状に対する減少率 (%) ※				
※(目標値－現状値)÷ (現状値)により算出 すること。				

（注）現状及び目標年度は、様式第 2 号の 4 の（4）から転記すること。

2 成果目標達成に向けた推進体制及び取組内容

3 目標未達成の場合の改善措置

（1）未達成要因

（2）達成に向けた対策